令和８年２月２６日（木）

MOJI HOZEI

ＭＯＵ連絡会

～通達改正について～

門司税関　監視部
保税地域監督官（総括・許可）

Ⅰ 令和6年度末通達改正について

MOJI HOZEI

水際取締りの水準を維持しつつ、利便性向上等を図るため、見直しを行いました。

越境電子商取引の拡大に伴う輸入件数の急増等、税関行政や保税制度を取り巻く環境が大きく変化する中、保税制度について、水際取締りの水準を維持しつつ、利便性向上や利活用促進に向けて順次検討を進めてきているところであり、今般、一定の結論を得たものについて、**関税法基本通達等の改正により、必要な見直しを行いました。**

見直しを行った主な事項

【令和7年4月1日 施行】

電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直し

【令和7年7月1日 施行】

量的要件の緩和及び許可期間等の見直し

保税蔵置場に対する処分基準

【令和7年10月12日 施行】

業務遂行能力の明確化及び通販貨物を蔵置する保税蔵置場の貨物管理

保税運送に係る手続等の見直し

※詳細については、税関HPに掲載の関税法基本通達等やQ＆A（保税ポータル）でも確認できます。

Ⅱ　電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直し ①

　令和7年4月1日から、電磁的記録による保税台帳の保存について、一定の要件のもと、保存する媒体等を倉主等が任意に選択可能としました。これにより、保税台帳自体をクラウドサービス等へ保存することが可能となります。一方で、記帳義務が倉主等に課されていることについては変更ありませんので、誤記帳や情報の消滅等が起きないよう引き続き適切な記帳等に向けた対策をお願いします。

　なお、今回の改正でバックアップデータだけではなく、保存台帳そのものをクラウド等に保存できるようになりました。

1　電磁的記録による保税台帳の保存に係る要件

以下の要件をすべて満たす必要があります！

① 必要に応じ、保税台帳の内容を直ちに明瞭かつ整然とした形式でパソコン等に表示及び印刷できること。

② 保税台帳の内容について、必要な程度で検索できること。

③ 税関職員から保税台帳の内容の提示または提出の要求があった場合にその要求に応じること（ダウンロード等）ができること。

※ 保税業務検査の実施等のために、税関職員から帳簿に係る電磁的記録の提示または提出の要求があった場合に、例えば電磁的記録に記録された事項をダウンロードして提出する等、その要求に応じることができる機能や環境を整えておく必要があります。

Ⅱ　電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直し ②

MOJI HOZEI

2　以下の点にご注意ください（Q＆Aより）

今般の改正で、保税台帳を電磁的記録による保存とする場合に求めていた事前の届出は不要としますが、社内管理規定に「帳簿の概要（保存方法を含む）」を規定してください。

改正後、保存方法等を変更する場合、社内管理規定に「帳簿の概要（保存方法を含む）」を追加し、税関に提出してください。

保存方法等を変更しない場合も同様にお願いします。提出時期については可能な限り柔軟に対応しますので、税関にご相談ください。

保税台帳をクラウドサービス等へ保存する場合においても、引き続きバックアップデータを保存する等により、情報の消滅がないように十分な措置を講じてください。消滅の原因がクラウドサービスにあったとしても、記帳義務は倉主等に課されています。

NACCSから配信される民間管理資料を保税台帳としている倉主等は、クラウドサービスと接続・保存することで、都度の取得及び保存に代えることが可能となります。

ただし、記帳義務が倉主等に課されていることに変更はありませんので、誤記帳または記載漏れなどが発生した場合、関税法に基づく処分に繋がる可能性があります。

Ⅱ　電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直し ③

MOJI HOZEI

３　社内管理規定（CP）の提出

　これまで必要とされていた電磁的記録による保税台帳の保存に係る事前の届出を不要とし、「帳簿の概要（保存方法を含む）」を社内管理規定に定めることを求めることにしました。よって、電磁的記録によらないマニュアル保税台帳、保存方法に変更がない場合であっても、社内管理規定に規定し、税関に提出する必要があります。

【 提出の時期 】

♦ 保税台帳について**従前と異なる保存方法等に変更**した場合
社内管理規定を変更のうえ、遅滞なく税関に提出をお願いします。

（例）
- 紙から電磁的記録による保存への変更
- 電磁的記録の保存先を自社サーバーからクラウドサービスへ変更等

♦ 保存方法等を**変更しない**場合
　同様に、社内管理規定に「帳簿の概要（保存方法を含む）」を定めてもらいますが、直ちに対応することを求めるものはないため、負担のない範囲で、以下のようなことが発生した際、速やかな対応をお願いします。

（例）
- 社内管理規定の別の事項に変更がある際
- 許可期間の更新の手続き

Ⅱ　電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直し ④

MOJI HOZEI

4　社内管理規定（CP）への規定【 記載要領等 】

♦ 社内管理規定（CP）の条文に記載する場合（別紙でも可）

※記載例

（記帳・記録）

第〇〇条

（1）本社内管理規定における、保税台帳の概要は次のとおりとする。

　イ　▲▲▲保税蔵置場（XXXVV）
　　　▲▲▲営業所に備え付けたマニュアル保税台帳

　ロ　◆◆◆保税蔵置場（XXXWW）
　　　◆◆◆営業所に設置された電子計算機システムに保存する保税台帳
　　　保存開始日：20yy年mm月dd日

　ハ　■■■保税蔵置場（XXXYY）
　　　NACCSから配信され、社内サーバー上の所定フォルダに保存した民間管理資料
　　　保存開始日：20yy年mm月dd日

　ニ　●●●保税蔵置場（XXXZZ）
　　　NACCSから配信され、〇〇社の提供する「△△サービス」に保存した民間管理資料
　　　保存開始日：20yy年mm月dd日

※カッコ内“XXXVV”、“XXXWW”、“XXXYY”、“XXXZZ”は各保税蔵置場の保税地域コード

Ⅱ　電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直し ⑤

MOJI HOZEI

◆ 組織図等に記載する場合

ABCD株式会社EFG支店保税蔵置場組織図

令和○年○月○日現在

総合責任者

- **貨物管理責任者**
- **委託関係責任者**
- **顧客(荷主）責任者**

搬入関係	蔵置関係	取扱関係	搬出関係	記帳関係
業務部倉庫課	業務部倉庫課	業務部倉庫課	業務部倉庫課	業務部管理課
委託：●●運輸	―	―	委託：▲▲港運	―
・搬入される外国貨物と搬入関係書類を対査して、貨物の記号、番号、品名、数量及びコンテナシール番号 等の異常の有無の確認を行う。 ・ ・	・内国貨物と混合することのないように区分し蔵置する。 ・ ・ ・	・荷主自ら又は荷主立会いの下で行う取扱いについては、貨物管理責任者を通じてあらかじ め管轄税関の保税担当部門に連絡する。 ・ ・	・搬出する外国貨物と搬出関係書類を対査して、貨物の記号、番号、品名、数量及びコンテナシール番号 等の異常の有無の確認を行う。 ・ ・	・搬出入等記帳義務が発生した時は、関係書類と対査確認を行い、迅速かつ正確に保税台帳に記載する。 ・ ・

	保税台帳の種類等	保存開始日	備　　考
保税台帳の概　　要	NACCSから配信され、社内サーバー上の所定のフォルダーに保存した民間管理資料	20yy年mm月dd日	NACCSによらない貨物については、マニュアル台帳に記載

Ⅲ　量的要件の緩和及び許可期間の見直し　①

令和7年7月1日から、保税制度を活用した新規事業を促すため、保税蔵置場の許可基準のうち量的要件(貨物取扱見込量に係る要件)を緩和しました。一方で、引き続き事業者による自主管理制度の適正な実施を確保するため、保税蔵置場の許可期間等について、新規事業者による申請等の場合は3年を超えないこととしました。

1　量的要件の緩和

【改正前】
既存の同種条件にある保税蔵置場と比較して、同程度以上の貨物の取扱見込み量が必要。

↓

【改正後】
保税蔵置場の許可を受けようとする期間内に外国貨物の取扱見込みが複数回あること

以下の掲げる施設についてはこの限りではありません。
イ　港湾及び空港の機能を維持するために必要と認められるもの(例えば、船(機)用品、航空機部品を取扱うもの等をいい、当該港湾地帯に他の通関施設がないため設置する必要があると認められるもの。)
ロ　危険品またはこれに準ずる貨物を蔵置するためのもの

Ⅲ　量的要件の緩和及び許可期間の見直し　②

2　保税蔵置場の許可期間の指定

関税法基本通達42-10（ 保税蔵置場の許可期間の指定 ）
保税蔵置場の許可の期間は、6年を超えないものとする。
なお、次に掲げるいずれかに該当する場合には、原則として3年を超えないものとする。

（1）申請者が次のいずれかに該当するものであること
　イ　現に保税地域の許可を受けていない者である場合
　ロ　現に受けている保税地域の許可等の日（二以上の許可を受けている場合にあっては、これらのうち最初に受けた許可等の日をいう）から3年を経過していない者
　➡　下図Aを参照

（2）申請者が現に許可を受けている保税地域に係る非違（法の規定に違反する行為。）が行われた日から3年を経過していない場合（当該非違の内容及び再発防止策の履行状況等を踏まえ、改善措置が十分であると認められる場合を除く。）
　➡　下図Bを参照

図A

X蔵置場の許可から3年を経過していないので、許可期間は3年となります。

図B

X蔵置場で非違が行われてから3年を経過していないので許可期間は3年となります。※改善措置が十分でない場合

Ⅲ　量的要件の緩和及び許可期間の見直し　③

３　保税蔵置場の許可期間の更新

（関税法基本通達42-12）
法第42条第2項ただし書きの規定に基づく保税蔵置場の許可の期間の更新の手続等については、次による。

（1）～（3）　省略
（4）許可の期間の更新に際し指定する更新の期間については、6年を超えないものとする。
（5）許可の期間が満了する日から過去3年以内に非違（法の規定に違反する行為。以下この項において同じ。）が行われていた保税蔵置場の許可の期間を更新する場合は、上記（4）の規定にかかわらず、更新の期間は3年を超えないものとする。ただし、当該非違の内容及び再発防止策の履行状況等を踏まえ、改善措置が十分であるものと認められている場合は、この限りではない。
（6）許可の期間の更新に際しては、令第36条第2項の規定に基づき、前記42－11に準じて条件を付すものとする。

X蔵置場の許可期間が満了する日から3年までの間に非違が行われたので、次回許可期間は3年となります。
※3年以内に行われた非違の内容及び改善措置が十分である場合は、次回許可期間は6年となります。

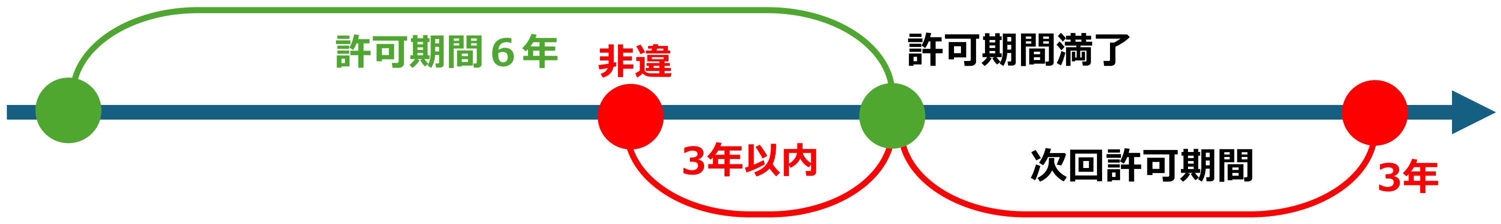

Ⅲ 量的要件の緩和及び許可期間の見直し ④

MOJI HOZEI

4 保税蔵置場に対する処分基準

保税蔵置場に対する処分基準（関税法基本通達48－1）に係る見直しの概要

♦ 非違が行われた場合の処分点数の算出

- 直ちに再発防止のための方策を講じた場合に減算することができるとされておりますが、過去に同様の非違が行われた場合については対象外とされていました。今回の改正により「過去3年」に改めることで、対象期間の明確化を図りました。
- 処分が行われなかった非違が行われてから3年以内に非違が行われた場合、その期間に応じて点数が加算されますが、当該処分が行われなかった非違が、
  - ・ 保税台帳の誤記帳等に係る者であって
  - ・ 故意に行われたものではなく
  - ・ かつ、自ら非違が行われた旨の申し出があった場合または直ちに再発防止のための方策を講じた場合

  は、その加算の対象から除外します。

♦ 規定の準用

指定保税地域、保税工場、保税展示場及び総合保税地域についても本規定が準用されます。

非違が行われないための方策を講じることは重要です。非違の発生に自ら気づくことができる体制を構築するとともに、万が一非違が発生した場合には、直ちに税関に報告し、適切な再発防止策を講じることも非常に重要です。引き続き、自主管理体制の適正な実施を確保するため、非違防止等に向けた適切な取り組みをお願いします。

Ⅳ 「通販貨物」を蔵置する保税蔵置場等における貨物管理 ①

MOJI HOZEI

近年、越境電子商取引（EC）の拡大に伴い、通販貨物の輸入件数が急増しています。
通販貨物を扱う保税蔵置場等においては、搬入から搬出までの各段階における処理や税関手続が、大量かつ同時期に集中して行われています。
こうした特性を踏まえ、通販貨物を蔵置する保税蔵置場等に対して、適正な業務処理等が行われるための詳細な手順等を社内管理規定（CP）に定めることを求めるため、関税法基本通達に規定（42-18）を追加しました。
（令和7年10月12日施行）。

1 通販貨物とは

（1） 「通販貨物」とは、関税法施行令第59条第1項第6号に該当する貨物であり、インターネット通販サイト等を通じて購入された後、販売者等により外国から日本国内に宛てて発送された貨物のことです。

（2） 個人が購入する場合に限らず、法人が購入する場合も「通販貨物」となります。

2 通販貨物を蔵置する保税蔵置場の貨物の種類変更について

蔵置貨物の種類については、税関様式関係通達のⅡ記載要領及び留意事項の「保税蔵置場許可申請書（C-3120）」に規定されておりますが、「通販貨物」が追加となります。

（1） 一般貨物（下記（2）から（5）までに掲げる貨物以外の貨物）
（2） 危険貨物（消防法等の規定により、取扱い、保管等について届出、許可等の手続きを要する貨物）
（3） 冷凍冷蔵貨物（冷凍設備又は冷蔵設備を有する倉庫に蔵置される貨物）
（4） その他特殊貨物（船用品、機用品、仮陸揚貨物及び保税売店において販売する貨物等）
（5） 通販貨物（関税法施行令第59条第1項第6号に該当する輸入貨物）

Ⅳ 「通販貨物」を蔵置する保税蔵置場等における貨物管理 ②

（参 考）

（関税法施行令第59条第1項第6号）

貨物が、通信販売（商品を販売する者（販売者）が、不特定かつ多数の者に当該商品に係る販売価格その他の条件（販売条件）を電気通信回線を通じて提示して行う商品の販売であって、次に掲げるいずれかの方法により行われるものをいう。）により購入された後、当該貨物の販売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送されたものに該当するか否かの別

イ 商品を購入する者（購入者）が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって当該販売条件又は当該販売条件を変更した条件による売買契約の申込みの意思表示を販売者に対して行い、かつ、当該販売者が、その使用に係る電子計算機を用いて送信することによって当該意思表示に対する承認の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法

ロ 販売者が、不特定かつ多数の者に当該販売条件による売買契約の申込みの意思表示を電気通信回線を通じて行い、かつ、購入者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法

※ すでに許可等を受け、通販貨物を蔵置している保税蔵置場等は、蔵置貨物の種類変更に係る手続等が必要となります。詳細については、管轄する税関官署にご相談ください。

Ⅳ 「通販貨物」を蔵置する保税蔵置場等における貨物管理 ③

MOJI HOZEI

３ 社内管理規定(CP)に定める必要がある「詳細な手順等」（ 関税基本通達42－18(1) ）

「手順書」とは、手順、体制及び設備をいい、具体的には4つの手順等になります。

① 通販貨物の状況及び具体的な蔵置場所を適時に把握するための手順等
② 通販貨物に係る貨物の取扱い（内容点検等）を適正に行うための手順等
③ 税関による保税運送貨物や輸入貨物の検査等に対応するための手順等
④ 通販貨物に異常が確認された場合において、亡失等を防止し、適切な保全を図るための手順等及び他の貨物と区別して蔵置するための手順等

※ 業務処理等が大量の貨物に対して同時期に集中した場合でも、適正に行われるための手順等を求めます。
詳細については、関税法基本通達等をご確認のうえ、管轄する税関官署にご相談ください。

４ 対象外となる保税蔵置場等 （ 関税基本通達42－18(2) ）

「詳細な手順等」を社内管理規定(CP)に定めることは、通販貨物を蔵置する全ての保税蔵置場等が対象となるわけではなく、対象外となる保税蔵置場等（例:届出蔵置場）を規定しています。詳細については、関税法基本通達等をご確認のうえ、管轄する税関官署にご相談ください。

Ⅳ 「通販貨物」を蔵置する保税蔵置場等における貨物管理 ④

（ 参 考 ）

（関税法基本通達42ー18）

（1） 通販貨物（令第59条第1項第6号に該当する輸入貨物をいう。以下こ の項において同じ。）を蔵置する保税蔵置場における貨物管理は、次により取り扱うものとする。

社内管理規定には、前記34の2－9に掲げる基本項目を参考とした規定のほか、搬入から搬出までの各段階における業務の処理及び税関手続の履行が大量の貨物に対して同時期に集中して行われることを勘案して、これらを適正に行うための次に掲げる手順、体制及び設備（以下この項において「手順等」という。）について詳細に規定することを求めるものとする。なお、これらの手順等の全部又は一部について詳細に規定された手順書がある場合には、当該手順書を税関に提出することにより、当該規定を社内管理規定の一部とみなして差し支えない。この場合において、当該規定の内容を変更したときは、変更後の当該手順書を遅滞なく税関に提出する必要があるので留意する。

イ 通販貨物の状況及び具体的な蔵置場所について適時に把握するための手順等

ロ 通販貨物に係る貨物の取扱い（通関業者等が実施するものを含む。）を適正に行うための手順等

ハ 税関による保税運送貨物の検査、施封及び発送時又は到着時の確認並びに後記 67－3－8（1）に規定する輸入貨物の検査及び貨物確認に対応するための手順等

ニ 前記ロに規定する貨物の取扱い又は前記ハに規定する検査等により通 販貨物に異常が確認された場合において、当該貨物の亡失等を防止し、適切な保全を図るための手順等及び当該貨物と他の貨物とが混合することのないように区分して蔵置するための手順

（2） 次に掲げる保税蔵置場については、上記（1）の規定は適用しない。

イ 外国貿易船から船卸しし又は外国貿易機から取卸しした貨物が直接搬入される保税蔵置場

ロ 法第50条第1項に規定する届出に係る場所

ハ 通販貨物の取扱量並びに後記 43－1（1）イに規定する知識及び能力を総合的に勘案し、詳細な手順等を定める必要がないと認められる保税蔵置場

Ⅴ　包括保税運送に係る承認要件の改正

越境電子商取引(EC)の拡大に伴う輸入件数の急増や物流業界の人手不足等を受け、包括保税運送（税関長が指定した期間内に行われる保税運送について、一括して承認すること）の承認要件の見直しに係る要望が寄せられていることを踏まえ、このたび、包括保税運送について、承認要件の見直しに係る関税法基本通達（63−22)の改正を行いました。
(令和7年10月12日施行)

1　対象となる運送頻度の見直し（ 関税基本通達63－22(2)）

これまで、保税運送が「 継続的に行われること 」を求めていましたが、「 承認を受けようとする期間内におおむね月2回以上 」と、明確化しました。詳細については、管轄する税関官署にご相談ください。

※　毎月2回以上の運送が見込まれなくても、承認を希望する期間内で「平均して月2回以上の運送見込み」があれば要件を満たします。迷ったときは管轄する税関官署にご相談ください。

2　対象となる貨物の見直し（ 関税基本通達63－22(3)）

貨物の類型(例:仮陸揚貨物、通販貨物等)ごとに、利便性向上等のために包括保税運送の対象とするもの、水際取締りの水準を維持するために一定の条件が必要なもの等について整理しました。詳細については、関税法基本通達等をご確認のうえ、管轄する税関官署にご相談ください。

※　今回の改正でAEO事業者の責任で運送されるものが対象貨物に追加されました。

ご清聴いただき
ありがとうございました。